

特定個人情報保護評価部会での意見と意見に対する主な対応状況

報告書別紙

※ページ番号は、それぞれ修正後の特定個人情報保護評価書におけるものである。

1 (1) 第8回特定個人情報保護評価部会における意見

評価書名	評価書の部分	ページ番号	意見	修正前の記載	修正した記載
個人市民税 II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑧ 再委託の許諾方法		17~21	委託事項によって取扱いに異なる点がないにも関わらず記載内容が異なっていることがある。	委託事項 1 「委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。」 委託事項 2～9 「再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾している。」	全ての記載を以下のとおりそろえる。 「再委託の必要がある場合は、委託先業者は再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で、事前に書面により再委託が必要な理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、承諾を得ることにより再委託できる。」
		13~18		委託事項 1 「委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。」 委託事項 2～8 「再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾している。」	
		11,45,70, ,72,95, 120		(1)資格ファイル 委託事項 1 (2)認定ファイル 委託事項 1 (3)受給ファイル 委託事項 1、委託事項 4 (4)給付ファイル 委託事項 1 (5)賦課・収滞納ファイル 委託事項 1 「委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。」	

評価書名	評価書の部分	ページ番号	意見	修正前の記載	修正した記載
個人市民税	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報	40	長期的な再委託において、再委託先に対する監督体制が明確に担保される必要がある。	契約書において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請け負わせてはならず、再委託を行う場合には、千葉市と委託先が協議したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティの体制が確保できるとして千葉市が承認をした場合のみ例外的に認めることを定めている。再委託先におけるセキュリティ体制については、委託先を通じて、千葉市が「外部委託時のチェックリスト」に基づき確認している。	契約書において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請け負わせてはならず、再委託を行う場合には、千葉市と委託先が協議したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティの体制が確保できるとして千葉市が承認をした場合のみ例外的に認めることを定めている。再委託先におけるセキュリティ体制については、委託先を通じて、千葉市が「外部委託時のチェックリスト」に基づき確認する。また、委託先は、必要があると認めるときは、再委託先に報告を求め又は実地に検査することができる。
固定資産税・都市計画税	ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	42		・契約書において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請け負わせてはならず、再委託を行う場合には、千葉市と委託先が協議したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティの体制が確保できるとして千葉市が承認をした場合のみ例外的に認めることを定めている。再委託先におけるセキュリティ体制については、委託先を通じて千葉市が「外部委託時のチェックリスト」に基づき確認している。	
介護保険		128		・契約書において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請け負わせてはならず、再委託を行う場合には、千葉市と委託先が協議したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティの体制が確保できるとして千葉市が承認をした場合のみ例外的に認めることを定めている。再委託先におけるセキュリティ体制については、千葉市が「外部委託時のチェックリスト」に基づき確認している。	

評価書名	評価書の部分	ページ番号	意見	修正前の記載	修正した記載
固定資産 税・都市計 画税	Ⅱ 特定個人情報ファ イルの概要 3. 特 定個人情報の入手・ 使用 ③入手の時 期・頻度	12	実際には入手す ることのない 「社会福祉関係 情報」が記載さ れている。	<p>○個別的な対応に際して入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初賦課時期以後、償却資産の申告情報を税額更正等のため に、隨時入手 <p><u>【生活保護・社会福祉関係情報】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免申請をした納税義務者について、情報連携による照会をす る必要が生じた場合に、隨時入手 	<p>○個別的な対応に際して入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初賦課時期以後、償却資産の申告情報を税額更正等のため に、隨時入手 ・減免申請をした納税義務者について、<u>生活保護関係情報を情 報連携による照会をする必要が生じた場合に、随时入手</u>

1（2）第8回特定個人情報保護評価部会における意見等（評価書の修正を伴わないもの）

評価書名	評価書の部分	ページ番号	意見等	回答
個人市民税	II 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9	21	委託によるRPAを他の事務に取り入れていく予定はあるか。	現時点では予定はない。今後については当該委託事務における効果を見極めた上で判断する。
個人市民税	III 4. 特定個人情報ファイルの取扱いについて、再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	40	特定個人情報ファイルの取扱いについて、再委託先から実際に報告を求めた例はあるか。	個人情報の漏えい、紛失、毀損その他のリスクが発生する事態があるとは認められなかったため、再委託先について特に報告を求めたり、実地の調査を実施した例はない。
個人市民税	II 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	16,17	税務システム開発保守サービスの委託事務については、契約期間が長期に渡ることから、再委託における監督方法について実地確認する必要があるのではないか。	実務上、再委託先についても事務委託先と同じ場所で作業を行っており、隨時監督と同様の状況にあるため、別途の実地確認を行う必要がない。
固定資産税・都市計画税		13		

2 (1) 第9回特定個人情報保護評価部会における意見

評価書名	評価書の部分	ページ番号	意見	修正前の記載	修正した記載
個人市民税	III 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	41	記述の意味が取りにくい。	<p>【誤った相手に提供等するリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納稅通知書・個人市民税申告書については、業務上、送付前に納稅義務者・送付先を2人以上で行うなど<u>確認を徹底</u>している。 ・地方税法第294条第3項の他市町村あて通知については、業務上、送付先市町村を2人以上で行うなど<u>確認を徹底</u>している。 ・府内での移転先は事前協議済みの部署に限っている。 	<p>【誤った相手に提供等するリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納稅通知書・個人市民税申告書については、業務上、送付前に納稅義務者・送付先の<u>確認を2人以上で行う</u>など徹底している。 ・地方税法第294条第3項の他市町村あて通知については、業務上、送付先市町村の<u>確認を2人以上で行う</u>など徹底している。 ・府内での移転先は事前協議済みの部署に限っている。
個人市民税	III 3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	38	異動退職に伴う管理者によるアクセス権限の取扱い及び管理について、より明確な記載にすべきである。	<p>【税務システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者は、システムを利用する必要がある職員に対して個人ごとにユーザIDを発行し、その職員が当該事務において必要とする範囲に限ってシステムに対するアクセス権限を設定するほか、各事務に必要となるアクセス権限の管理表を作成し、保管する。 ・セキュリティ責任者は、職員の異動退職情報を確認し、アクセス権限を有する職員が異動退職するときは、当該IDを失効させるため、管理者にその旨依頼する。 ・管理者が各事務に必要となるアクセス権限の管理表を作成する。 	<p>【税務システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者は、システムを利用する必要がある職員に対して個人ごとにユーザIDを発行し、その職員が当該事務において必要とする範囲に限ってシステムに対するアクセス権限を設定するほか、各事務に必要となるアクセス権限の管理表を作成し、保管する。 ・セキュリティ責任者は、職員の異動退職情報を確認し、アクセス権限を有する職員が異動退職するときは、<u>その都度、当該IDを失効させるため、管理者にその旨依頼し、依頼を受けた管理者は速やかに当該IDを失効させる。</u> ・管理者が各事務に必要となるアクセス権限の管理表を作成する。
		40			
固定資産税・都市計画税					

評価書名	評価書の部分	ページ番号	意見	修正前の記載	修正した記載
個人市民税	Ⅲ 3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	38 40	異動退職に伴う管理者によるアクセス権限の取扱い及び管理について、より明確な記載にすべきである。	【税務システムにおける措置】 ・システム利用管理者が定期的にユーザIDやアクセス権限を再確認し、職員の異動／退職により業務上アクセスが不要となったものについては変更・削除を行い、残存を防止する。	【税務システムにおける措置】 ・職員の異動退職に伴うアクセス権限の発効・失効処理のほか、システム利用管理者は少なくとも月1回程度、ユーザIDやアクセス権限を再確認し、業務上アクセスが不要となったものについては変更・削除を行い、残存を防止する。
個人市民税	Ⅲ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク～再委託に関するリスク 情報保護管理体制の確認	39 41	個人情報の管理に関する報告書を確認している者を具体的に記載すべきである。	【その他の委託契約】 ・契約締結時に個人情報管理責任者等報告書及び個人情報の管理に関する報告書を提出させ確認している。	【その他の委託契約】 ・契約締結時に個人情報管理責任者等報告書及び個人情報の管理に関する報告書を提出させ、システム利用管理者が確認している。
介護保険	Ⅲ 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	125	書留の追跡可能な期間は100日間と限られているが、発送・到達を確實に検証できる体制になっているか。	・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、委託事業者が委託契約に基づき、申請情報を封緘し、書留等の記録が残り追跡可能な手段で地方公共団体に郵送することにより、安全を確保している。	・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、委託事業者が委託契約に基づき、申請情報を封緘し、書留等の記録が残り追跡可能な手段で地方公共団体に郵送することにより、安全を確保している。 また、事務所管課においても、月1回程度、サービス検索・電子申請機能にアクセスして申請履歴と到達文書とを突合し漏れがないことを確認するものとする。

評価書名	評価書の部分	ページ番号	意見	修正前の記載	修正した記載
個人市民税	III 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託（委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク～再委託に関するリスク 情報保護管理体制の確認）	39	事務の委託は原則入札であることから、受託事業者が情報セキュリティ対策を実際にどれだけ行っているか把握しきることは困難である。契約書や提出した文書の記載どおりに情報セキュリティ対策が運用され、安全が担保されているか、委託先の管理の視点についてより明確な記載が必要であると考える。	<p>選定時においては、以下の事項を入札参加資格としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティマネジメントシステムの認証（ISO 27001）を取得していること、又はこれと同等の情報セキュリティマネジメントシステムを有すること ・プライバシーマーク又はTRUSTeのいずれかを取得していること ・契約時においては、契約業者に個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複写の禁止等の個人情報取扱特記事項を明記した契約書により、契約締結している。 	<p>選定時においては、以下の事項を入札参加資格としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティマネジメントシステムの認証（ISO 27001）を取得していること、又はこれと同等の情報セキュリティマネジメントシステムを有すること ・プライバシーマーク又はTRUSTeのいずれかを取得していること ・契約時においては、契約業者に個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複写の禁止、発注者が必要と認めるときの契約業者に対する報告の求め又は実地の検査等の個人情報取扱特記事項を明記した契約書により、契約締結している。
固定資産税・都市計画税		41			

評価書名	評価書の部分	ページ番号	意見	修正前の記載	修正した記載
介護保険	III 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託（委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク～再委託に関するリスク 情報保護管理体制の確認）	127	事務の委託は原則入札であることから、受託事業者が情報セキュリティ対策を実際にどれだけ行っているか把握しきることは困難である。契約書や提出した文書の記載どおりに情報セキュリティ対策が運用され、安全が担保されているか、委託先の管理の視点についてより明確な記載が必要であると考える。	<p>【千葉市介護保険システム開発保守サービス契約】 選定時においては、以下の事項を入札参加資格としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティマネジメントシステムの認証（ISO27001）を取得していること、又はこれと同等の情報セキュリティマネジメントシステムを有すること ・プライバシーマーク又はTRUSTeのいずれかを取得していること ・契約時においては、契約業者に個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複写の禁止など、個人情報保護条例等に基づき事務の委託・再委託を行う場合に、その業務を行う者が講じなければならない事項を定めた個人情報取扱特記事項や関係法令の罰則規定を明記した契約書により、契約締結する。 ・開発時においては、情報セキュリティ管理者・責任者を定め、プロジェクトメンバーにセキュリティ管理規約を遵守させることとしている。 <p>【千葉県国民健康保険団体連合会への委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複写の禁止など、個人情報保護条例等に基づき事務の委託・再委託を行う場合に、その業務を行う者が講じなければならない事項を定めた個人情報取扱特記事項や関係法令の罰則規定を明記した文書を取り交わす。 <p>【日本郵便への委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約業者はサービス約款を定めており、個人情報の取り扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならないこととしている。その内容としては、秘密の保持、授業者への周知、再委託の禁止、収集の制限、目的外使用等の禁止、複写の禁止、適正な管理等としている。また、本特記事項に違反していると認めた場合には、契約の解除及び損害賠償の請求をすることを規定している。 	<p>【千葉市介護保険システム開発保守サービス契約】 選定時においては、以下の事項を入札参加資格としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティマネジメントシステムの認証（ISO27001）を取得していること、又はこれと同等の情報セキュリティマネジメントシステムを有すること ・プライバシーマーク又はTRUSTeのいずれかを取得していること ・契約時においては、契約業者に個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複写の禁止、<u>発注者が必要と認めるときの契約業者に対する報告の求め又は実地の検査など、個人情報保護条例等に基づき事務の委託・再委託を行う場合に、その業務を行う者が講じなければならない事項を定めた個人情報取扱特記事項や関係法令の罰則規定を明記した契約書により、契約締結する。</u> ・開発時においては、情報セキュリティ管理者・責任者を定め、プロジェクトメンバーにセキュリティ管理規約を遵守させることとしている。 <p>【千葉県国民健康保険団体連合会への委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複写の禁止、<u>発注者が必要と認めるときの契約業者に対する報告の求め又は実地の検査など、個人情報保護条例等に基づき事務の委託・再委託を行う場合に、その業務を行う者が講じなければならない事項を定めた個人情報取扱特記事項や関係法令の罰則規定を明記した文書を取り交わす。</u> <p>【日本郵便への委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約業者はサービス約款を定めており、個人情報の取り扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならないこととしている。その内容としては、秘密の保持、授業者への周知、再委託の禁止、収集の制限、目的外使用等の禁止、複写の禁止、適正な管理、<u>発注者が必要と認めるときの契約業者に対する報告の求め又は実地の検査等</u>としている。また、本特記事項に違反していると認めた場合には、契約の解除及び損害賠償の請求をすることを規定している。

2（2）第9回特定個人情報保護評価部会における意見等（評価書の修正を伴わないもの）

評価書名	評価書の部分	ページ番号	意見等	回答
個人市民税	I 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム1 2・システム1 3	9	国税連携システムと地方税共通納税システムについて、「③他のシステムとの接続」について「接続はしていない。」と記載されているが、「②システムの機能」を読むと「受領する機能」や「データ連携機能」の記載があり、接続しているように見える。	実施機関の執務室内に各システムの端末を設置しているが、他システムとのデータのやり取りは媒体によって行っており、オンライン接続はしていないという意味である。
個人市民税	III 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）リスク1：目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	36	「・e L T A Xによる入手については、e L T A X利用を許可した職員以外は、操作が行えないようにしている。」の記載を削除することはこの項目の趣旨から理解できるが、当該記載は別の項目に記載しているか。	「III 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク」（36ページ）に記載している。
介護保険			介護保険に関する事務についてはシステム変更が頻繁に行われている。特定個人情報保護評価指針では、システムに関する事項は「重要な変更」には当たらないとしているが、セキュリティ上問題はないか。	特定個人情報保護評価の再実施については、任意に行うことを妨げるものではない（同指針第6の2（1））ため、変更の内容によっては、事務の所管課と協議の上、再実施を行うことも考えていく。